

山梨県公報

号外第五十一号

平成二十三年

六月八日

水曜日

目次

規則

山梨県職員に対する平成二十二年における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規則の一部を改正する規則……………

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………

規則

山梨県規則第二十号

山梨県職員に対する平成二十二年における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年六月八日

山梨県知事 横内正明

山梨県職員に対する平成二十二年における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

山梨県職員に対する平成二十二年における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規則(平成二十二年山梨県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県職員に対する平成二十二年における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規則

第一条中「対する平成二十二年」を「対する平成二十二年等」に、「については、平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律」を「については、平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律」に、「平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律施行令」を「平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律施行令」に、「平成二十二年における子ども手当の支給に関する法律施行規則」を「平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律施行規則」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第二十一号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年六月八日

山梨県知事 横内正明

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の七の表国際交流課の項第二号2中「第二項」を「第三項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律(平成二十三年法律第三号)	1 第一条第一項及び第二項の規定による震災特例旅券の作成	パスポートセンター所長
	2 第三条第一項において準用する旅券法第八条第一項及び第三項の規定による震災特例旅券の交付	パスポートセンター所長

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番